

法人町民税 法人税割の税率改正について

平成 28 年度税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮減を図るため、法人住民税法人税割の税率の引き下げが行われることになりました。

この改正を踏まえ、本町の法人町民税法人税割の税率について、次のとおり 3.7 パーセント引き下げることとしました。

なお、改正後の税率は、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から適用されます。

また、今回の改正に伴い、予定申告に係る経過措置が設けられていますので、ご注意ください。

■日の出町の法人税割の税率

令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度の税率	令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度の税率
12.1%	8.4%

■予定申告における経過措置

法人税割の税率の改正に伴い、令和元年 10 月 1 日以後に開始する最初の事業年度に限り、予定申告に係る法人税割額は、次の算式で求めた金額となります。

$$\text{前事業年度の法人税割額} \times 3.7 \div \text{前事業年度の月数}$$

(通常は「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」です。)

【問い合わせ】

日の出町税務課住民税係
042 - 597 - 0511 (内線 261~263)